

東みよし町 事務事業評価シート

評価年度	令和5年度	事業年度	令和4年度
------	-------	------	-------

1 事務事業の概要

事務事業名	町単独事業(①出産育児一時金・②葬祭費支給・③国保運営協議会)			整理番号	1305-014
第2次 総合計画体系	政策目標	1 健やかに暮らせるまち		担当部署	住民課
	分野別施策	6 社会保障の充実		所属長	濱口 富雄
	主な施策	2 国民健康保険事業の健全化		電話番号	82-6360
根拠法令等	国民健康保険法第58条 東みよし町国民健康保険条例				
事業実施方法区分	<input checked="" type="checkbox"/> 町直営	<input type="checkbox"/> 全部委託	<input type="checkbox"/> 一部委託	<input type="checkbox"/> 指定管理	<input type="checkbox"/> 補助金等
事業継続年数	事業開始年度	不明	<input type="checkbox"/> 5年以内	<input type="checkbox"/> 6年～10年	<input type="checkbox"/> 11年～20年 <input checked="" type="checkbox"/> 21年以上

2 事務事業の目的・内容・成果

事務事業の対象 具体的に誰(なに)を	①出産した国保被保険者が属する世帯主 ②③国民健康保険被保険者	対象者	1789世帯 2,589人
事務事業の目的 どのような状態にしたいのか	①被保険者の出産に係る費用負担を軽減する。 ②国保被保険者の死亡に伴う葬祭費の負担軽減を図る。 ③被保険者、医療関係者、公益代表者それぞれの立場の利害を調整し、国保事業を円滑に運営する。		
事務事業の内容 どのような方法・手段で 事務事業を行ったか	①被保険者が出産した場合、当該世帯主に対し、出産育児一時金を支給※1件/420,000円 令和4年度実績1件 平成21年10月より「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」が始まった。これは、出産前に被保険者と医療機関が出産育児一時金の支給申請及び受取りに係る契約を結び、医療機関が被保険者に代わって保険者に出産育児一時金の申請を行い、直接、出産育児一時金の支給を受けることができる制度である。出産育児一時金の支給が保険者から直接医療機関へ支払われることから、被保険者は医療機関の窓口で出産にかかった高額な費用を支払う必要がない。また、被保険者にとって申請手続きの負担が軽減された。②被保険者の死亡に関して、条例の定めるところにより葬祭費の支給を行う。※被保険者1人/50,000円 令和4年度実績21件 ③次の場合には、その都度開催しなければならない。(1)町長から諮問があった場合(2)被保険者又はその利害関係者から国民健康保険事業に関し意見の開陳があった場合(3)前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項について全委員の半数以上の要求があった場合※運営協議会委員12人 令和4年度4回開催。		
事務事業の成果 結果・実績はどうか	①②出産及び死亡に係る費用負担を軽減させることにより、国保加入世帯の生活面での負担軽減が図れた。 ③国民健康保険事業に係る重要事項を審議することで、被保険者に対する適切な制度の運営を行えた。 また、平成30年度からの国保県域化に伴う大きな変革を迎える中、制度移行による様々な問題点、課題を具体化できたように感じる。		
特記事項			

3 事業費の推移と評価対象年度経費

	令和3年度	令和4年度(評価対象年度)	令和5年度(見込)	
事業費【(a)～(e)の合計】	3,933,535 <small>うち繰越分↓ 0</small>	1,905,075 <small>うち繰越分↓ 0</small>	10,048,333 <small>うち繰越分↓ 0</small>	
財源内訳	国庫支出金(a)			
	県支出金(b)			
	地方債(c)			
	その他(d)	1,400,000		3,333,333
	うち受益者負担			
	一般財源(e)	2,533,535	1,905,075	6,715,000
特定財源の名称・金額				
令和4年度 経費の内訳 事務事業に係る経費の詳細	予算科目(歳出区分) 会計 2 国民健康保険特別会計 款 項 目 ①2款4-1 出産育児一時金 420,000円 支払手数料 210円 ②2款5-1 葬祭費 1,050,000円 ③1款3-1 国保運営協議会委員報酬 336,000円 消耗品費 94,464円 食糧費 4,401円			
備考				